

## 幼稚園・保育所・認定こども園の制度的な違い

項目	幼稚園	保育所	認定こども園
管轄	文部科学省	厚生労働省	文部科学省、厚生労働省
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的	「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(学校教育法第22条)	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」(児童福祉法第39条)	「地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資すること」(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第1条)
入所	保育に欠けない子ども	保護者の労働または疾病等の事由により保育に欠けるところがある場合	保育に欠ける欠けないに関らず受入れ
年齢	3歳児～就学前	0歳児～就学前	0歳児～就学前
設置者	市町村、国、学校法人、社会福祉法	地方公共団体、社会福祉法人等	幼稚園・保育所に同じ
許認可	公立都道府県教育委員会 私立都道府県知事又は指定都市・中核市の市長	都道府県、指定都市、中核市	都道府県
教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領(学校教育法第79条)	保育所保育指針	幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、教育保育を提供
1日の保育時間	1日の教育時間は4時間を標準とする(幼稚園教育要領)ただし、「預かり保育促進事業」によって4時間以上の保育が可能。	8時間を原則	同様に原則8時間。満3歳児以上の短時間利用児は、幼稚園と同様に4時間を標準とする。
給食	任意	3歳未満主食及び副食給食、おやつ 3歳以上副食給食、おやつ	長時間利用児は保育所と同様。短時間利用児については幼稚園と同様に任意

幼稚園・保育所・認定こども園の制度的な違い

項目	幼稚園	保育所	認定こども園
免許	幼稚園教諭免許	保育士資格	0～2歳児の保育については保育士資格を有する者が実施 3～5歳児の保育・教育については保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の資格を併有していない場合、併有に向けて努力継続を義務付け
施設整備の基準	幼稚園設置基準	児童福祉施設最低基準による	0～2歳児に係る施設設備は児童福祉施設最低基準を適用。 3～5歳児に係る施設設備は児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準を満たすこと。ただし、既存施設が認定を受ける場合はいずれかの基準で可
職員	園長、教諭	所長、保育士、調理員、嘱託医、事務員	
施設	職員室、運動場、保育室、保健室、遊戯室、便所、飲料水用設備等	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所	
学級構成	1学級35人以下を原則とし、年齢別学級編制とする	なし	0～2歳児保育所と同様 3～5歳児学級担任制
職員配置	1学級(35人以下)に1人の教諭	0歳児=3:1 1～2歳児=6:1 3歳児=20:1 4～5歳児=30:1	満3歳以上の子どもの共通利用時間は35人以下の学級を単位として1学級ごとに職員が担任。 3～5歳児子どもの数に応じた配置 3歳長時間利用20:1、短時間利用30:1 4・5歳長時間利用30:1、短時間利用35:1
保護者負担	公立保育料条例による。所得に応じて減免制度有り 私立設置者による。所得に応じて就園助成制度の適用有り	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、市町村長が保育料を決定	長時間利用児は保育所と同様。短時間利用児については幼稚園と同様。